

平成19年度第5回熊本県環境影響評価審査会

議事概要

- 1 日時
平成20年2月19日(火) 午前9時から午後2時20分まで
- 2 場所
ホテル熊本テルサ3階たい樹
- 3 出席者
 - (1) 熊本県環境影響評価審査会
北園会長、板楠委員、植田委員、河上委員、古賀委員、小島委員、高添委員、寺崎委員、中野委員、福田委員、矢野委員、渡邊委員(13人中12人出席)
 - (2) 事務局(熊本県環境生活部環境政策課)
坂本課長、福留審議員、内東主幹、東参事、工藤参事、竹田参事
 - (3) 傍聴者等
傍聴者25人
報道関係者 テレビ(NHK, RKK, KKT, KAB)、新聞(熊日、朝日、読売、毎日、共同通信)
- 4 議題
「株式会社IWD東亜熊本最終処分場事業」環境影響評価準備書について
- 5 議事概要
前回の審議を踏まえ、審査会意見(案)について審議が行われた。主な質疑等については、以下のとおり。

【全般的事項及び事業計画に関する事項】

- | | |
|----|--|
| 委員 | それでは、全般的事項及び事業計画に関する事項について審議をお願いする。まず資料の1頁目、全般的事項について意見をお願いする。 |
| 委員 | 4番の意見についてだが、「水俣エコタウンプランと連携させたコンセプト」とはどういう意味か。エコタウンプランとこの事業は連携しているのか。 |

事務局 この意見と同様の内容を方法書に対する知事意見で述べたが、準備書でも、きちんとした記述がなかったため、改めてきちんとした記述を求めるもので、方法書に対する知事意見と同じ表現を使った。

委員 この表現だと、連携しているかのような誤解を招くので記述を改めた方がよくはないか。

委員 方法書段階の委員の意見のコピーを持ってきた。「熊本県内各地と南九州各県の廃棄物処理を引き受ける計画であるからには、余分な所から持ち込んだ廃棄物によって水俣に環境汚染の問題を生じたと言われかねない説得力のある説明が必要である」という意見が方法書の段階で出ている。なおかつ、準備書 665 頁にあるように知事意見としても出ている。ところが、今回の準備書を見てみると、そこが全く改善されていない。それで、前回、ここは全面書き直し、はっきり書いた方がよいという意見を述べた。この文章では、また同じように済まされるような気がしてしょうがない。ここは、この処分場はこういうものですよという看板の部分だ。この内容では準備書としてはお粗末すぎる。意見の文案としてはもう少し考えないと、この後はチェックする機会がないので。ここは、もう少し強く言ってよいと思う。方法書段階の委員の意見でもあったように、「南九州各県の廃棄物処理を引き受ける」という一文も入れるべきだと思う。

確かにオブラートに包んだような表現だが、「その他搬入が予想される地域やそれぞれの搬入量等の計画を明確にし」とはなっている。しかし、水俣市が出す量に比べて南九州から入ってくるものが相当量多いというのが基本的認識だ。そうであれば、「南九州各県等からの搬入も含め予想される地域や」とはっきり書いた方がよくはないか。遠慮する必要はないと思う。

委員 水俣エコタウンプランと関係するのかなと疑問に思う。

委員 事業の中で水俣エコタウンプランをどういうふうにかけて、この事業の中で展開したいかということは、少しは準備書に出ているが、大事なことは、どうして水俣の地を選んだかという点だ。もう一つは、水俣病の教訓に何を学んで、どのような点に配慮し、過ちを再び起こさないために、どうするかということを経験書の中でも述べておくことが必要だ。それが抜けている。だからいろいろな意見が出てくる。これは公聴会で聴いた意見だが、水俣市長意見の中

にもある。

委員 私は水俣エコタウンプランと連携していないのであればそういうふうを書くべきではないという意見を述べた。本当に連携させていくのであれば、具体的にどういうふうに連携させていくのかを書くべきだ。率直にどういうコンセプトでやっているのかということを書くべきだと思う。

委員 「事業の背景と目的」について方法書と準備書で記述に大きな違いはあるのか。方法書にはエコタウンプランに関する記述はあるのか。

事務局 方法書にもエコタウンプランとの関連ということで記載がある。準備書とほとんど変わらない記述となっている。

委員 準備書で、この「事業の背景と目的」をみると、ほとんどが水俣エコタウンプラン関連の記載となっている。ところが、いろいろ委員の意見や市長意見を見ても、ほとんどつながらないような感じである。事業者としては一体どのような目的や背景なのかというのがあまり明確にされていないような感じがする。エコタウンプランとの連携ということだが、連携していないような感じを受けるので、それをわざわざ連携させよという意見を言うのか疑問がある。

委員 連携という言葉自身、連携する、しないをどこで誰が決めたのだろう、そのことについての統一的な理解というのは我々としてはないのではないかという印象を受ける。ただ書いてあるだけという感じを受ける。連携することによって貢献できるというふうに書いている。でもそれは事業者の一方的な考え方であれば「水俣エコタウンプランと連携させたコンセプト」という言葉をここに入れるということは、やはり疑問がある。

委員 「水俣エコタウンプランと連携させたコンセプト」という言葉を省いて、先ほど 委員が言われた内容を明確に書いてもらうということではいかがか。

事務局 4番で一番ポイントとなるのは「当事業の背景と目的をより明らかにするために」という部分であり、これを指摘すべきだと思う。ただ、書き方として、下段の部分が方法書で述べた知事意見をそのまま引用したような形になっているが、方法書と180度異なる意見を述べるというのも難しいところがあるので、例えば、「評価書の

作成に当たっては、当処分場への水俣エコタウンからの搬入量及びその他搬入が予想される地域やそれぞれの搬入量等の計画を明確にした上で、水俣エコタウンプランと連携させたコンセプトを計画の中でどのように展開させるのかを含めて、当事業の背景と目的をより明らかにすること」という表現に直すということではいかがか。

委員 先ほど 委員が言われた、なぜ水俣を選んだのかという点に関してだが、準備書の3頁に書いてある図では、資源循環型の町づくりと書いてあるので、資源を循環して再利用する、それでも出る廃棄物があるので、それを受け入れて連携したいという、これは事業者の希望になっている。実際に連携しているわけでも何でもなく、それを希望するというニュアンスで書いてあると思う。

委員 私自身も事業者が水俣が独自に行っているエコタウン計画とこの事業とを結びつけて文章を作ったのではないかという印象がぬぐえない。少なくとも知事意見の中で、連携させてコンセプトを形成するようにという指摘があったことに関して、この委員会の意見として、連携させるために一歩突っ込んで話し合いを行いなさい、市民との了解が得られるように話し合いなさいということをごここに提案してよいものかということに迷っていたところだ。というのは、今の状況の中で、この計画そのものが非常に大きな反対の中にあるので、その中で我々があくまで書類を見た段階で付け加えることができるのであれば、やはり、エコタウンという大きな水俣市の計画の中に業者が参加したいというのであれば、やはり市民の皆さんの話し合いと十分な了解があつてこそ、初めてその連携が実現していくのではないかと思う。

事務局 この審査会でいただく意見は、環境保全上の見地からの意見ということになっていて、今指摘のあったような、話をしなさいという部分を、絶対不可能ではないと思うが、果たして環境保全上の見地からの意見という形で、どういうふうに正当化して言えるかということについてはなかなか難しい問題もあるかと思う。審査会の総意として、希望的な意見としても入れるべきだということであれば、検討の余地はあるかと思うが。

委員 連携という以上は、両者が何らかの形で話し合うとか、協議を持った上で連携しましょうということならよいが、勝手に連携という言葉を使ってもらっては困るという意見はあると思う。

- 委員 先ほど、委員が言われた、なぜ水俣かということと、水俣病の教訓というのは、環境保全上の観点からコメントしてもよいのではないかと思うが、そういう文言をここに入れることは難しいか。それが可能であれば、入れてもらった方がよい。この意見は前も出されたものではないかと思う。もし反映できるものであれば反映したらどうかと思う。
- 委員 環境保全上の観点とのことなので、水俣という場所は、環境保全の点からいっても、非常に重要な考え方で取り組んでいって欲しいということだ。委員からは、水俣の地を選んだ理由や環境保全を考えた場合、なぜ水俣のこの場所に最終処分場を選んだかということも含めてということだった。
- 事務局 先ほど委員から話があった、話をしなさいとか協議をしなさいという部分は、例えば留意事項としてであれば、指摘できると思う。審査会の正式な意見としてそこまで書くかということについては、やや議論が必要かと思う。
- 委員 それでは、最終処分場に関する協議については留意事項とすることでは書けるということか。
- 事務局 留意事項としては書くことができる。ただ、水俣を選んだ理由などを明らかにしなさいという点まで、この審査会の意見として述べるべきかどうかについては、審査会委員の総意として、そういう意見であれば、余地はあるかもしれないが、その場合でも、表現その他については、慎重な検討が必要だと思う。
- 委員 今、事務局から提案があったがいかがか。
- 委員 今の文章の中に、「当事業の背景」という表現がある。これは、広く解釈すれば、選定理由を含んでいるようにも受け取れる。表現としては非常に曖昧なので、「背景」という部分を少し表現を変えて、「選定理由」というところをはっきり分かるようにするというのも一つの方法だという気がする。
- 事務局 指摘のとおり、「背景」の中に含まれる事柄かなと思う。ただ、それを完全に置き換えると、より狭くなる可能性もあるので、例えば、「当該地を選定した理由等含めた背景と目的」という表現であればよいと思う。

| | |
|-----|--|
| 委員 | <p>準備書を見ても、方法書段階での委員の意見は反映されていない。こんな意見もある。「方法書全体を通じて、環境に最も配慮している都市である水俣に相応しいものを作る、水俣病のような過ちは繰り返さないという強い意志は方法書では感じられない。」このことは、次に続く準備書から事業の実施までを含めて、本事業の最も基礎となる考え方として強く意識し続ける課題でなければならない。」という指摘が出ている。にもかかわらず、事業者の回答を見ても、さらりとかわされている。それが問題だ。だから、どうして水俣市なのかという設定の理由、それを述べておかないといけないのではないかと思う。そうでなければ、方法書段階から審査会をやる意味がない。</p> |
| 委員 | <p>今あったように、「水俣の地を選んだ理由を含めた事業の背景と目的」という表現を入れるということで、何か異議はあるか。異議がなければ、そういう形で、委員会の総意として入れたいと思うがいかがか。</p> |
| 各委員 | <p>(特に異議なし)</p> |
| 委員 | <p>それでは、「水俣の地を選んだ理由」という言葉をどこに入れるか。</p> |
| 委員 | <p>事務局の表現の後に、「さらに」で付け加えたらよいと思う。</p> |
| 委員 | <p>「どのように展開させるのかを含めて、当事業の背景と目的、さらに水俣を選んだ理由を含めて、よりの確に記述すること」ということか。</p> |
| 委員 | <p>「当事業の背景と目的をより明らかにすること」の前に、例として「なぜ水俣か」ということを入れればよいと思う。「評価書の作成に当たっては、当処分場への水俣エコタウンからの搬入量及びその他搬入が予想される地域やそれぞれの搬入量等の計画を明確にした上で、水俣エコタウンプランと連携させたコンセプトを計画の中でどのように展開させるのかについて、なぜ水俣の地を選んだのかなど、当事業の背景と目的をより明らかにすること」ではどうか。</p> |
| 事務局 | <p>先ほど「水俣エコタウンプランと連携させたコンセプトを計画の中でどのように展開させるのかを含めて」と提案したが、その前に入れて「水俣を選んだ理由及び水俣エコタウンプランと連携させたコンセプトを計画の中でどのように展開させるのかを含めて(ある</p> |

いは『など』) 当事業の背景と目的」とつなぐ方法もある。

委員 文章が長いので途中で切ったらどうか。

事務局 今出た意見を含め、後段の部分の修正案を事務局の方で検討させてもらって、できれば複数案示して、委員の意見を伺うこととしたい。

委員 そういうことでよろしいか。

各委員 (意見なし)

委員 ほかにあるか。

委員 前回の資料では「調査地点の選定や予測手法の内容の記述」と少し具体的な記述となっていたが、今回の表現では1番目で「調査地点の選定や予測・評価の記載については」となっている。やはりここは「予測手法の内容や評価の記載」としたほうが、どういうふうにして、なぜそのような手法をとったのかということが、より明確になるのではないかということで、残してもらえればという意見だ。

委員 それでは、「予測手法の内容・評価」ということでよいか。

委員 はい。

委員 他にあるか。

各委員 (意見なし)

委員 それでは次、事業計画に関する2頁目の意見に関してはいかがか。

委員 8番目に「事業実施区域近郊」とあるが、「近郊」というと「町の近く」という意味ではないかと思う。少し言葉を変えた方がよい。

委員 それでは「近郊」という言葉ではなくて「近くに」ということで修正したいと思う。

委員 ここは、断層からどのくらい離れているのか。

委員 近くということでよいか。

委員 赤い線が活断層だと思うが、そうすると周辺ということか。意見では「出水断層等」となっているが。

委員 「出水断層等」と書いてあるので、それで含まれていると考えた。

委員 大体20kmぐらいだ。

委員 全体として出水断層というのは南北の断層に分かれているが、その一番北の端にやかず峠断層というのが推定で書かれている。これは、準備書では81頁の右下の赤い点線に相当する。そういう意味では「出水断層等」ということで、それも「近く」という表現でよいと思う。

委員 この辺は断層が近くにあるということは、地震が発生しやすい場所である可能性があるということか。

委員 私が紹介した資料は、政府の地震研究会のものだと思うが、実際に断層の位置を明らかにするのは非常に難しい。確実ではなくて、推定ということで報告書でも、ここまで伸ばしてきているので、推定されているということでは正しいが、確実に断層があって、それが地震を引き起こすかということについての言及は非常に難しい。よって、この意見の中でも、きちんと断層のことに触れているし、「地震等の物理的な負荷」ということを明記しているので、十分含まれていると考えてよいと思う。

委員 地震についても必ず検討してくださいということですね。

委員 他にあるか。

委員 運行管理計画というのは具体的にはどういうものか。平通りは道幅が5.2mしかない。ダンプの幅は3.3mある。車の離合はできない。これは水俣市長の指摘のとおりだ。私が一番心配なのは、事故。そして緊急車両というのは人命に関わるので、そういう場合に、もし万が一、ここで遭遇した場合に、大問題となる。幅員が5.2mしかないのにダンプは3.3mもある。果たしてそれで安全運行できるのか。そもそも運行管理計画というのがどういうものか。

きめ細かく出しておいた方がよい。これは留意事項でもよいと思うが。

委員 ダンプの幅だが、車の車両規制からいくと、幅は2.5mになると思うが。3.3mあったか。

委員 私が測ったダンプは3.3mあった。

事務局 道路については、一番狭いところで4.2mという意見が出ていて、車両については、特殊車両でない限り、幅員2.5mと車両制限令等で決まっている。よって、幅員3.3mということになると特殊車両ということで、特別な許可を取って通行するような車両かと思うが、今回の車両については2.5m以内だと思う。

委員 運行管理計画とは具体的にどういうものか。

事務局 予定しているのは、事業者が時間帯に何台ぐらい通るのかという交通量等を想定して計画してもらう。そして、実際は交通の状況や、ここは当然通学経路なので、そういうものも踏まえて、事業者として、その通行時間帯はどうするのかとか、そういうことも踏まえたところで、運行管理計画を出してもらうことになる。

委員 では確認するが、交通整理をする人がそこにおいて、交通整理をするだけが運行管理計画ではないということによいか。これは、非常に大事なところだ。

事務局 もちろん、交通整理は対応としての話だが、基本的には何時から何時までに何台ですとか、そういうのを準備書の中で明らかにしてもらいたいという意味で書いている。

委員 ここでの運行管理計画というのは、搬入ルート全体を指したもののか。後の方でまた運行管理計画が出てくるが、ここは全体で、後から出てくる18番は平通りについてということなのか。

事務局 10番については3号線から処分場まで全体をイメージしており、18番については、特にその中でも平通りという区分けをしている。

委員 他にあるか。

- 委員 8番目の遮水シートだが、この耐用年数や、地震にあって破損したときのことなどを考えると、安定するまで15年ぐらいまで見るというのがあったが、これは、長期にわたって安全を確保する必要があるのではないかと思う。この辺は断層があるので、破損することも十分考えられる。そこで「長期にわたる安全性を確保する」という表現をどこかに入れておいた方がよいという気がする。
- 委員 この遮水シートについて、まだ現状では決めてなかったと思う。よって、現段階で遮水シートについてどういうものを想定しているかを記載してもらえば、製品についての耐用年数が分かってくる。確かまだ選定中だったと思う。
- 委員 「遮水工の安全性及び安全対策を説明すること」となっているので、その部分を「遮水工の安全性及び長期の安全対策を説明すること」ではどうか。
- 委員 わかった。他にないか。
- 各委員 (意見なし)
- 委員 次に大気質に関する12番から14番についていかがか。
- 委員 言葉の問題かもしれないが、13番に「検証する」という言葉が出てくるが、検証するという言葉はあまり他のところでは使われていないような気がするが、どのような意味か。
- 事務局 気象の調査については、準備書にはあまり詳しい記載がない。事業者見解では、地上10mの所に設置したということが書いてある。ただそれは、地上気象観測指針を詳しく書いてある「気象観測の手引き」に従ってなされたものかどうか、我々でも判断がつかないところがあったので、事業者に検証を求めるもので、当然それに沿って行われていなければ、調査をやり直しという意味も含めてということになる。
- 委員 「気象庁が出している気象観測の手引きに基づき」と書いてあるが、これは通常一般の気象観測に関するものだと思う。例えば、今回の場合だと、調査地点が1点でよいのかとか、アセスメントをするときに、これで適当な地点を選んでいるとあってよいのかとか話が出たと思うが、そういう観点では、この気象庁の気象観測の手

引きというものではきちんと書かれていないと思うので、これに基づいて大丈夫だったと言われて、じゃそれでいいですよというふうに言えるのかというのは非常に疑問に思うので、そこをもう少し「適当な調査地点を選んで、不適當と思われる場合は、やり直さない」ということにできないかと思う。

事務局

気象観測については、「地上気象観測指針に基づき行います」と方法書に書いてあり、それに基づいて事業者は調査を行ったということだが、準備書の中で示されている風配図、風向風速図では静穏の頻度が高く、風速が弱い傾向となっている。方法書で示された調査地点が本当に適切だったかどうかという点がポイントだろうと思うが、この地上観測指針を受けて、気象庁が平成10年9月に気象観測の手引きというものを発行しているわけだが、気象観測指針の中には細かなことは書かれていない。風向・風速計を置く場所がどこかということについても、周辺の状況、周辺の地形とかあるいは建物とか、風向・風速の調査に何か影響を与えるものがあった場合には、どういうふうにそれを配慮して地点を設定するか、そういう地点設定についての細かいことが書かれている。その辺も見ながら、もう一回事業者が調査を行った地点が、そういう手引きに書いてあるような事柄に照らして妥当なのかどうか検証して、それが妥当でなければ、他の地点を選んで調査するよという意味も込めて、ここに「検証」という言葉を使っている。「生態系」にも、この「検証」という言葉を使っている箇所がある。

委員

気象観測を行うに当たって、気象観測の手引きに基づいて行うのはよいのだが、予測・評価を行うに当たって、その選定地点が適当であったかということも、準備書の中でそれが不明瞭ということもあったので、なぜそこを選んで調査を行ったのかということ、予測・評価に当たって、その地点が適当だと考えた理由もきちんと記載して欲しいということもある。

委員

「予測・評価を行う上で適切か検証すること」でよいか。

委員

はい。

委員

事務局、いかがか。

事務局

では、入れさせていただきたい。

委員

他にあるか。

各委員

(意見なし)

委員

それでは次、悪臭についてはいかがか。

各委員

(意見なし)

委員

それでは次、騒音についてはいかがか。

委員

これでよいと思う。19番については、環境基準という居住環境を保全するための国の基準があるわけだから、それを守ってほしいという趣旨だ。今回はもっと具体的に7dB以上減少しなさいとか書いていたが、7dB以上減少させるには、単純に運行台数を5分の1以下にするか、車両のパワーレベルを下げるためダンプを乗用車型に規格変更するのだが、これらについては事業者の方に考えてもらって、環境基準をしっかりと守ってもらうということだ。21番については、振動規制法ではL10だが、アセスを行う場合には、状況に即して評価を行う、しかも暴露される側に立って評価を行うべきではないか。騒音の場合は、ある程度聞こえていても、あるレベル以上になると不快感が増してくるので、何dB以上と規定があるが、振動の場合には感じることを不快感だと思う。そうすると、ピークで効いてくることは学術的には明らかである。これは、運行回数が減ったとしても、振動の被害・苦情はあると思うので、その辺の対策を取ってもらいたいということだ。そのためには、変動毎の最大値の平均値を示して評価してもらうのが、事業者としての立場ではないかと考える。

委員

18番について「改めて調査地点を選定し、調査・予測・評価を行うこと」とあるが、「県道水俣泉線の家屋が比較的集中している地区においても調査する必要がある」との方法書時の知事意見に対して、事業者の見解は「ご指摘の点を考慮し、現地にて調査地点を設定しました」というもので、それがNo.2地点だ。はっきり「平通り」で調査しなさいとはいえないのか。また、事業者が勘案して別の調査地点を採るということになるかと困る。住民意見でも多くは「平通り」で調査して欲しいというものが多かった。わざわざほかして、選定させる必要があるのか。

委員

3行目には、「『平通り』から離れた地点であり」と書いてある。

委員

18番を上からつなげて読んでいくと、「平通り」で調査しなさい

ということになるが、この文章では「改めて調査地点を選定し」とぼやけてくる。はっきり「平通り」で調査しなさいという表現はできないのか。

事務局

5行目に「交通量、路面状況、車線数、環境基準の類型当てはめ等を勘案し、改めて」と、わざと、ここに幾つかの条件を列挙している。まず、この「平通り」の地区、国道3号から江南橋までに至る区間の環境基準類型は、A地域、B地域、C地域と3つに分類されている。区分ごとにそれぞれ環境基準の数値が変わってくる。事業者は1つの分類しか考えていない。それが「環境基準の類型当てはめ等を勘案し」という部分だ。次に、車線数だが、事業者は2車線と準備書に書いているが、果たして2車線かどうか。場所によっては、1車線のところもあるのではないか。交通量というのは、事業者が測ったところと江南橋で測ったところでは、3割以上交通量が違うということ。路面状況は道幅のこと。こういったところをもう一度確認して調査地点を選定し、再度、調査・予測・評価をするようにという意味でここに列挙している。

委員

今の説明は分かるが、「平通りで調査地点を選定し」とは言えないのか。

事務局

「平通り」は区間が長く、環境基準類型が3つに分かれ、それぞれ環境基準の数値が変わってくるので、それを考慮して調査地点を決定しなさいということだ。もちろん、「平通り」の区間の中でということだ。

委員

もう1つ、最後の行に「車両の運行管理計画を策定の上、対策を講じること」とあるが、先ほどの記述とニュアンスが違うようだ。10番では「明らかにすること」となっていた。この辺の差は何なのか。

委員

10番の意見は、準備書の計画にある予備ルートは使えないので、それに対する対策が必要になってくるという意味ではないか。事務局いかがか。

事務局

10番の意見にある「運行管理計画」は、予備ルートが使用できないので、全体の搬入ルートについての記述を見直すに当たって運行管理計画を明らかにせよという意味である。それに対して、18番の方は、計画の策定に加えて更に対策まで検討しなさいという意味で、そのような表現となっている。

委員 対策を講じたものが、運行管理計画だと思うが、言葉を重ねれば重ねるほど、意味が弱くなる感じを受ける。それと、20番についてだが、下から2行目「チップ製造機」を「チップ製造関連重機」としてもらいたい。チップ製造機だけでなく、これに関する重機がダンプも含め、かなり入ると思うので。

18番についてだが、方法書に対する知事意見で書いてあるにもかかわらず、指摘の点を考慮してNo.2地点を選んだという事業者の見解があるので、上から見れば「平通り」内でのというのは分かるのかもしれないが、この漠然とした表現では不安な感じを受ける。私としては一番厳しい地点で調査して欲しいという気持ちだ。これで、その意味が通じるのであれば結構だ。

委員 他の委員で、これについて意見はないか。

各委員 (意見なし)

委員 それでは次、「水象」・「水質」についていかがか。

委員 24番目についてだが、「評価書においては、その算出根拠を明らかにすること」と、ここだけ「評価書においては」と、わざわざ言う必要があるのか気になった。

それから、25番目について「選定しない場合には、必要がないと判断した根拠を明らかにすること」とあるが、前回の骨子では、選定しなさいというニュアンスがより強く現れていたように思うが、表現を変えたことについて何か理由があるのか。

事務局 方法書に対する知事意見で「選定すべきか検討する必要がある」という表現になっていた。これに対して、事業者見解は根拠が具体的になかったということもあり、「改めて選定すべきか検討しなさい」としている。今回は更に、もし必要がないと判断したときは、根拠を明らかにすることという表現に変えている。

委員 準備書669頁の事業者見解の表現を見ると、八代海を閉鎖性海域と見なしていない感じがする。八代海まではかなりの距離があるので希釈効果が得られるとあるが、閉鎖性海域であるならば、希釈されても、その中に留まってしまうという考えが抜けているように思う。八代海に入ったときに希釈されているため影響がないと判断する理由を明確にしてもらって、それでも項目として選定する必要があるのか説明してくださいということだと思う。

事務局 24 番の「評価書において」という表現は幾つか出てくる。予測・評価することで結ぶときは出てこないが、根拠を示すこととか記述を改めることで結ぶ場合には、このような表現を使っている。

委員 他に意見あるか。

各委員 (意見なし)

委員 それでは、26 番から 34 番までの「地下水」に関してはいかがか。

委員 27 番についてだが、「作成すること」で終わっているのに、「作成し、地下水の形状を明らかにして、湧水等との関係性を評価すること」のような表現で、何のためにそれをするのかということ在那里で表した方がよいと思う。このことは、29 番の下の段落を注意深く読めば、その中に含まれていることではあるが、やはり 27 番でも指摘しておいた方がよいと思う。

それと、30 番で「顕れた」という表現が使われているが、「現れた」という表現を使うのが一般的だ。

それから、32 番の最後の段落に「自然災害に対する」とあるが、事業を行うことによって起こることが、自然災害か人為災害かという問題に必ずなると思うので、そこを「自然災害」に限定するのは適当ではないと思う。最低でも「自然」は削除する必要があると思う。

委員 他にあるか。

委員 「自然災害」を「災害」にしてしまうと、上の文章を受けているので、人為的な部分は含まれないことになるような気がする。よって、もし人為的な部分も含ませるのであれば、「自然災害及び人為的災害」というような明確な表現の方がよくはないか。「自然災害に留まることなく、人為的災害に対しても」とか。

委員 一番最後の 4 行については「評価書においては、事業実施に伴う災害発生の可能性を」となっているので、無理に両方引き合いに出さなくてもよいのではないかと思う。

委員 逆に言うと、その上の「自然災害に対する具体的な説明が行われていない」ということに対して、裏返して、人為的な災害に対する説明が具体的に行われていればそれで構わない。

委員 他の委員、この部分意見あるか。

委員 「事業実施に伴う人為的あるいは自然的災害発生の可能性を」としたらどうか。

委員 私は「災害」だけでもよいと思う。「災害」の中に人為も自然も入ると思うし、起こったものをどちらに分けるか分からない場合も難しい場合もあると思うので。

委員 確かに、上の方の「自然災害に対する具体的な説明が行われていない」という部分に対する後始末ができていないような感じもするので、「評価書においては」の次に、「自然災害の発生に留まらず」という言葉を入れるということではいかがか。

委員 他の委員意見あるか。

各委員 (意見なし)

事務局 修正させてもらう。

委員 他にあるか。

各委員 (意見なし)

事務局 では次、動物・植物・生態系に行きたいと思う。

事務局 クマタカについては、前回の審査会の審査会において専門家の意見を聴いた方がよいという意見があったので、それを踏まえ、先日、専門家から意見聴取を行ったので、その結果について報告する。

専門家の選定については、委員から数名推薦をもらい、日本野鳥の会熊本支部長からも意見を聴いて、最も適任である人を選任した。意見の聴取については、事前にクマタカに関する調査報告書を専門家に見てもらい、2月8日に県庁で会長と委員から意見聴取してもらうという形で事務局立ち会いの下行った。意見聴取の大きな項目としては、まずクマタカの調査方法が適当だったかどうか。次に行動圏の解析ということで、クマタカの場合、行動圏がどうかと、あるいは営巣中心域とかコア領域とか、そういうところを調査から解析することが重要になってくるとのことだったので、その辺りが適当だったのかどうかを中心に意見を伺った。

まず、調査方法についての意見だが、クマタカの場合、どの範囲を調査範囲として設定するかがポイントになってくるわけだが、事業者の作成した調査報告書を見ると、一つがいが調査区域にいるという想定での調査区域の設定となっているとのことだった。クマタカの場合には通常、隣接する個体群というのが近くにいて、この隣接個体群との競合の中で行動圏が決まっていくということで、隣接個体群を踏まえたところでの調査区域の設定が必要となるが、そこから辺が事業者の調査区域の設定では十分なされていないのではないかとのことだった。

次に調査地点においても、調査区域と調査地点から見渡した可視範囲が調査区域を全てカバーしたものになっていないということで、調査地点の設定においてどうだろうかとのことだった。ただ、この可視範囲については、視野図ということで出してもらっていたが、可視範囲を必ずしも反映した図になっていなかったということで、どの辺まで見渡すことができたのかということについては明確に分からなかったということもあったが、出してもらったものだけを見ると、調査区域が全てカバーできていないようなものだったということが問題であった。

それから、飛翔図については、飛んでいる場所が、先ほどの視野範囲を超えたところを飛んでいるような図になっていたということもあり、その辺が十分ではないということだった。

実際の調査方法については、報告書を見るとかなり長い期間、2004年の10月から2006年の4月にかけて1年半ほどかけて行われている調査だが、大体1週間に1度の周期で調査がなされている形だった。これについて、クマタカの調査というものは、クマタカは日によっては全然動かない日もあり、むしろ出現しなかった翌日にクマタカが姿を現すということが多いということで、通常1回当たり3日連続して調査することが必要であるとのことだった。今回の調査では、週に1回程度、連続しての調査もなされていないということがやはり問題があるのではないかと指摘をもらった。調査方法については以上のとおりであった。

その後、調査結果を踏まえて、行動圏の内部構造、先ほど出てきた行動圏の営巣中心域とかコア領域の解析をするわけだが、その際に重要なのは、飛翔しているときであっても、どういう形で、例えば一羽で飛翔しているのか、あるいはつがいで飛翔しているのか、あるいはV字飛行しているのかという、行動圏を判断する上での重要な要素である指標行動というのがある。その辺が報告書ではよく分からないということで、十分なのか分からなかったとのことだった。調査上の問題としては、内部構造を分析した図では、行動中心域となっていたり、主なハンティングエリアとされていた部分が、

飛翔図等に反映していない、要するに、一番飛翔しているところであるにも関わらず、行動中心域になっていなかったり、主なハンティングエリアとされているにも関わらず、飛翔を確認していなかったりという点が見受けられたとのことで、この辺が調査報告書として疑問があるとの指摘をもらった。

主な項目としては以上のような点を伺った。

このような点を踏まえ、クマタカに関する意見となっている。

以上のとおり報告させていただく。

委員

意見を聴取した結果、36番になったということですね。ですから、前回の骨子では、その辺のところが入っていなかったと思うので、意見聴取の結果、分かったことを36番に書いているということですね。35番から39番の意見について意見を願います。

委員

36番について、事業者が調査の参考にした資料だが、「『猛禽類保護の進め方(特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて)環境省自然環境局野生生物課編』及び『イヌワシ・クマタカの調査方法』等の技術マニュアルに基づいております」とクマタカ調査状況一覧表に書いてある。そこで、実際にマニュアルに基づいて調べてみた。すると、先ほどあったように、最低限3日連続の調査が必要だ。調査報告書を調べてもどこにも3日連続して調査した記録はない。3日連続という最低限のマニュアルに基づいていない。そこで、最低でも連続3日以上調査が必要であると考えられる。

こういうものもある。これは36番の文言にも関係するが、「生息分布調査ではつがいの分布状況の概要把握を目的とするのに対し、内部構造調査では事業との関連が想定されるつがいについて、その行動圏の内部構造を把握することを目的としている。そのため、事業との関連が想定されるつがい確認された段階で、順次つがいごとに内部構造調査へと移行することになる」とのことだ。

水俣市の方の調査ではつがい2つだ。ところが、事業者の調査では1つしかない。あまりにも水俣市の調査結果との差異が大きすぎると指摘されている。もう一つ準備書を見ると、生息分布調査が十分なされていないと判断される。最初に生息分布調査を行った後、つがいごとの内部構造調査へ移行するわけだから、生息分布調査がうまくいっていれば他のつがいのことも把握できたかもしれない。36番の文章だが、1行目「隣接個体群」とあるのは、マニュアルに従って「隣接つがい」と書いた方がよいと思う。そして、下から2行目「行動圏調査を行った上で内部構造解析を行い」の部分は、「生息分布調査を行った上で行動圏の内部構造解析を行い」とした方がマニュアルの順序に従ってよいのではない

かと思う。

35 番について、準備書ではカジカガエルが湯出川にしか発見されていないとなっているが、鹿谷川でも発見されている。ごく最近の話だが。そういう意味でも、35 番のように述べておくことが必要だ。

37 番のサシバについては、この通りでよいと思う。理由を述べると、2006 年の 12 月に絶滅危惧 類に格上げされているので、当然意見として加えてしかるべきだと思う。

委員 他の項目で意見あるか。

委員 35 番の最後の部分「調査方法が適切か検証すること」という表現でよいか。他のところを見ると「予測・評価を行うこと」など、きちんとやりなさいと書いてある。少し表現がぼけている感じがする。それと同じことは 37 番の「必要性について検討すること」もであり、やりなさいとは書いていないので気になる。

委員 他の委員いかがか。

委員 35 番の「調査方法が適切か検証すること」だが、例えば、ネズミ類の調査をどのようにしたのか、準備書ではよく分からない。かご穴を使ったのか、パンチュウトラップを使ったのか、シャーマントラップを使ったのか、ビクタートラップを使ったのかわからない。それらを含めて検証してくださいということだ。サシバについては、「検討すること」でよいのかどうか意見があると思うが、ここまでしか言えないかなと思う。気持ちとしては調査をしてくださいと言いたいところだが、環境省の資料があるのでそこまでは言えないかと思う。そのところは説明するときに担当課の方からも言っていたらと思う。

委員 事務局それでよろしいか。

事務局 今回の件については、そういう観点で整理させてもらっている。

委員 私は言葉という観点で聞いているのだが、要するに、検証の結果必要ないと判断されれば調査はやらないということもあり得るということで、それで構わないのかということだ。検証は当然してもらおうのだが、その結果調査はやらないという事態が起きてもよいのか、そのところを確認したい。

- 委員 結論としてやらないのであれば、やらないなりのきちんとした明確な根拠をもって説明していただくことになる。
他にないか。
- 委員 39番の3行目から4行目に「設置工事中や事業実施中等の時間の変化」とあるが、この「時間の変化」の中に事業完了後も含まれるのか確認したい。
- 事務局 入れているつもりだ。しかし、これでは読み取れないということであれば文言を追加しても構わない。
- 委員 できれば入れていただきたい。
- 事務局 では「事業実施中・事業完了後の時間の変化」とさせていただく。
- 委員 他に意見ないか。
- 委員 36番に関係するが、「クマタカの生活サイクルに合った慎重な調査をすること」という文言を付け加えてもらいたい。うがった見方をすると、クマタカがいない方がよいので、営巣木をがさがさやって追い出すようなことをすることも過去の事例にはあった。そういう心配もあるので、念を押す意味で入れて欲しい。
もう一つ、人と自然との触れ合い活動の場だが、準備書の606頁では調査期間が4月7日と4月14日となっている。「各季に補足確認調査を実施した」と付け加えられてはいるが、実はこの時期はそんなに子どもが川の中に入って遊ぶ時期ではない。しかも、鮎は6月1日が解禁日だ。そうすると実際調査時期がおかしい。水俣市長意見にあるように、子どもたちは夏休みに遊んでいる。これは、もう1回調査や評価をやり直しなさいということになる。ぜひ意見として付け加えて欲しい。
更にもう一つ、騒音に関して38番の意見に付け加えて欲しい点がある。チップ製造機が生態系の頂点にいる野生の鳥獣類にどのような影響を及ぼすか分からない。そこで「チップ製造機の騒音が野生の動物に及ぼす影響について予測・評価すること」という文言を入れて欲しい。
- 事務局 まず、最初のクマタカの生活サイクルに合わせた慎重な調査をすることという点については、留意事項で述べたいと思うがそれでもいいか。

委員 結構だ。

事務局 チップ製造機の騒音が鳥獣類に及ぼす影響については、38 番の意見の最後に「また」や「なお」でつないで入れたいと思う。それと、人と自然との触れ合い活動の場の意見については、最後に一項目設けて意見としたいと思う。どういう表現にするかについてはこの場で審議いただきたい。もしくは、後で会長と委員とで文章を作成するという事でよければ、事務局で案を作成したいと思うがいかがか。

委員 結構だ。

委員 今のチップ製造機の問題だが、クマタカへの影響はそれだけの問題ではなくて、工事そのものが影響を与えるのではないか。チップ製造機だけでなく、伐採もあり、ダンプも走りという全般的な工事が鳥類へ影響を与えるのではないかと思う。製造機にこだわると音だけの問題になってしまう。

委員 準備書の段階ではクマタカが事業地内に 1 回しか入ってきていないのでクマタカに対する事業の影響は少ないとなっているが、水俣市が行った調査によれば、かなりの回数は入ってきているようなので影響が出るということが言える。36 番の意見を受けて内部構造解析などを行うと評価が変わってくると思う。それで、36 番では「事業による影響について予測・評価を行うこと」と書いてある。

事務局 36 番のクマタカの意見だと事業による影響なので騒音なども含まれると考える。ただ、先ほど言われたのは「鳥類」とのことだった。

委員 36 番に付随した留意事項に書いてもらうということでもよい。

事務局 それでは、先ほどのクマタカ的生活サイクルに合わせた慎重な調査を行うことという件、専門家の意見、クマタカへの騒音の影響について留意事項としたい。

委員 38 番の意見はそのままでよいか。

委員 38 番の意見だが、チップ材が地表面を覆うことや降雨時の流出等による影響とチップ材を作る際の機械の音による影響と 2 つあるのではないか。

- 事務局 20番の意見は人への影響なので、38番の意見で「騒音が動物に及ぼす影響についても予測・評価すること」というような表現を加えることとしたい。
- 委員 それでよいか。
- 委員 結構だ。
- 委員 他にあるか。
- 委員 景観の点だが、景観というとただ家並みとか山とかそういうものにしか考えが行かなかったが、この間ある委員が発言した記録を読んでみる。「景観というのは全ての環境の総和ではないかと。だから、景観のモニタージュを描くときに、クマタカを描くか描かないかで景観も十分変わってくる。そこにいる人が景色を見たときにどういうふうはこの景観というものを感じられるのかという、その脳裏に浮かぶ景観を考えなければならない。これは非常に難しい。したがって、事業者の方も大変だと思う。しかし今後一番大きな問題となる。景観というのは鳥だろうが水だろうが空気だろうが地下水だろうが地質だろうが、そういう環境要素を全てひっくるめたものだ。景観というのは難しいが、これから考えるときは、どうしてもいろいろな環境要素の総和が景観なのだという、ここは最も大事なところだ。写真一枚で済むような単純なものではないということをしっかりみんな考えていかなければならないと思う。」海にイルカがいると景観が変わるように、クマタカがいるだけで十分景観が変わるという意見を聴いて、こういう理念みたいな環境の考え方を景観の意見として入れられないかと思うがいかがか。
- 委員 アセスを行うときの基本的な姿勢を事業者に対してある程度どこかで話をする必要があると思う。業者に向けて講演会や勉強会、研修会でもよいので開いてもらえればもっとスムーズに進むと思う。
- 委員 そこに動物も植物も人間も全部そこで生きているという思いを表現できないものかと思う。景観というと山に登ったときに見える形とかでしか捕らえていない。そういうものがどこかに表現できたらと思う。
- 委員 クマタカも周りの環境がこれだけ変わればいなくなるのではな

いか。その可能性はないのか。調査をするのは良いが、いなくなった場合、回復措置を取るのか。

委員 事業自体がクマタカに影響を与えるのであれば回復措置ということになるのだろうが、準備書の段階では調査を1年半行った中で1回しか事業区域内に入っていないから影響はないとしているのだが、水俣市の調査結果によれば当然影響が出てくることになる。そうすると今のままの事業実施は問題になってくるのではないかと思う。クマタカの生息調査の36番の意見にあるように事業による影響について予測・評価を行った結果によって影響がどのくらい出てくるのか。それによって事業の在り方も変わってくる。

委員 数年前になるが、日本は生物多様性国家戦略を閣議決定している。もしこのままいってクマタカがいなくなれば、悪例として世界中を駆けめぐることになる。きちんとした評価が必要だ。

委員 先ほど委員から出た意見について、もし入れるならどういう意見にするか。

事務局 先ほどは議事録を読まれたのだと思うが、それを若干修正してこちらの方で留意事項に入れたいと思うがそれでよいか。

委員 それでよいか。

委員 結構だ。

委員 他に意見ないか。

委員 今回の準備書については県あるいは国が作っているやり方に則ってやってあるので、これで仕方がないと思うが、社会学の専門家も含めた検証が必要ではないかと思う。そういう方が字句も含めて検討してもらえるとありがたい。

委員 それについて4番の意見で問題となったが、事務局の方から修正案を読み上げて欲しい。

事務局 それでは修正したものを読み上げる。
「『事業の背景と目的』において、水俣市が取り組んでいる『環境モデル都市づくり』や資源循環型のまちづくりを目指した『水俣エコタウンプラン』と当事業の関連について記述しているが、水俣工

コタウンプランそのものが当事業の一部として関わっているような印象を与える表現となっている。

評価書の作成に当たっては、当処分場への水俣エコタウンからの搬入量及びその他搬入が予想される地域やそれぞれの搬入量等の計画を明確にした上で、『環境モデル都市づくり』に取り組んでいる水俣市を建設地として選定した理由及び『水俣エコタウンプランと連携させたコンセプトを計画の中でそのように展開させるのか』など、当事業の背景と目的を改めて明らかにすること。」

委員

この準備書についてはそれでよいと思うが、今後、そういう部分を検討の範囲の中に熊本県だけでも入れることができないか。実は評価のしようがないので、入れようもないかもしれないが、景観という分野で、見える見えないという部分でしか評価できないもどかしさ、それを社会的・統計学的手法でやれないかという検討をお願いしたい。

委員

了解した。委員会の構成にも関わってくることだと思うが。他に意見あるか。

委員

最近の処分場に係る審査会でこうやったらもっとよいのではないかと思うことがある。方法書・準備書の説明を事業者自ら行って欲しい。責任を持ってやっていく自信があるならば、事業者自らがマイクを持って、よく中身を把握した上で説明してもらいたい。事業者本人が読んでも分からないものを縦覧しても一般の人が分かるわけがない。

事務局

事務局としても、事業者が中身を十分把握して説明すべきだという認識だ。これからも委員の言われた趣旨に基づき、事業者が説明する方向で検討していきたい。

委員

これについて意見ないか。よろしいか。

各委員

(意見なし)

委員

他に意見あるか。

委員

こういう事案というのはすでに場所が決まっている。場所の問題から審査するためには、県としても早く計画アセスにシフトして欲しい。

| | |
|-----|---|
| 事務局 | 計画アセスについては県も早く取り組みたいということで中身を検討してきたところだ。しかしながら、国の戦略アセスのガイドラインはできあがったが、環境省のガイドラインは中身の細かいところは書いていない。これを見て省庁ごとのガイドラインが作られているところだ。県も国のガイドラインとの整合も含め整理する必要があるということで、国の動向を見極めているところだ。 |
| 委員 | 他に意見ないか。なければ、これまで審議した内容を様式に整理して、審査会意見として知事に提出することになるがよろしいか。 |
| 各委員 | (意見なし) |
| 委員 | それでは、本案件に関する審議を終了する。 |

配付資料

会議次第

「IWD東亜熊本最終処分場事業」に関する環境影響評価手続等について

(資料1)「IWD東亜熊本最終処分場事業」準備書に対する審査会意見(案)

(様式)「IWD東亜熊本最終処分場事業に係る環境影響評価準備書」に関する熊本県環境影響評価審査会意見